[別紙1]

鳥取県土地改良事業補助金の事務手続きについて

- 1. 交付申請提出(知事が別に定める日まで)
 - 〇下記提出先に送付してください。
- 2. 交付決定通知到着(交付申請から原則30日以内)
 - ○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- 3. 事業開始
 - 【事業を変更・中止・廃止したい場合】 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先に送付してください。
- 4. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内) (完了・廃止・中止から15日を経過する日と交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。 ただし、補助金の全額が概算払いされている場合は翌年度の4月20日)
 - 【事業が年度内に終わらない場合】 補助金等進捗状況報告書を下記提出先に送付してください。 〇実績報告は、下記提出先に送付してください。
- ◎補助金の支払い
 - ・事業費確定後に(概ね3月)概算払を行います。

問い合わせ先

〇農林水産部農業振興監農地·水保全課 鳥取市東町1丁目220 nouchi-mizu@pref.tottori.lg.jp

資料提出・問い合わせ先

〇東部農林事務所地域整備課 toubunourin@pref.tottori.lg.jp

鳥取市立川町6丁目176

〇中部総合事務所地域整備課

倉吉市東巌城町2

chubu_nourin@pref.tottori.lg.jp

米子市糀町1丁目160番地

〇西部総合事務所地域整備課 seibu nourin@pref.tottori.lg.jp